

第1回 恒久平和に貢献する万国津梁会議 次 第

日時：2024年（R6）12月25日（水）14時～17時
場所：県庁6階第2特別会議室

- 1 開会挨拶
- 2 委員自己紹介
- 3 委員長・副委員長の選任
- 4 事務局説明

【資料1】本会議の設置趣旨、進め方とスケジュール

【資料2】沖縄県の平和関連の取組

【資料3】ビジョン策定に向けた検討項目（案）

- 5 意見交換・議論

各委員からの平和に関する御意見等

- 6 閉会・事務連絡

【資料】

配席図、委員名簿、万国津梁会議設置要綱

資料1 沖縄県の「恒久平和に貢献する万国津梁会議」の趣旨

資料2 沖縄県の平和関連の取組

資料3 ビジョン策定に向けた検討項目（案）に係る沖縄における
経緯等

- 参考資料集

恒久平和に貢献する万国津梁会議 委員名簿

令和6年12月

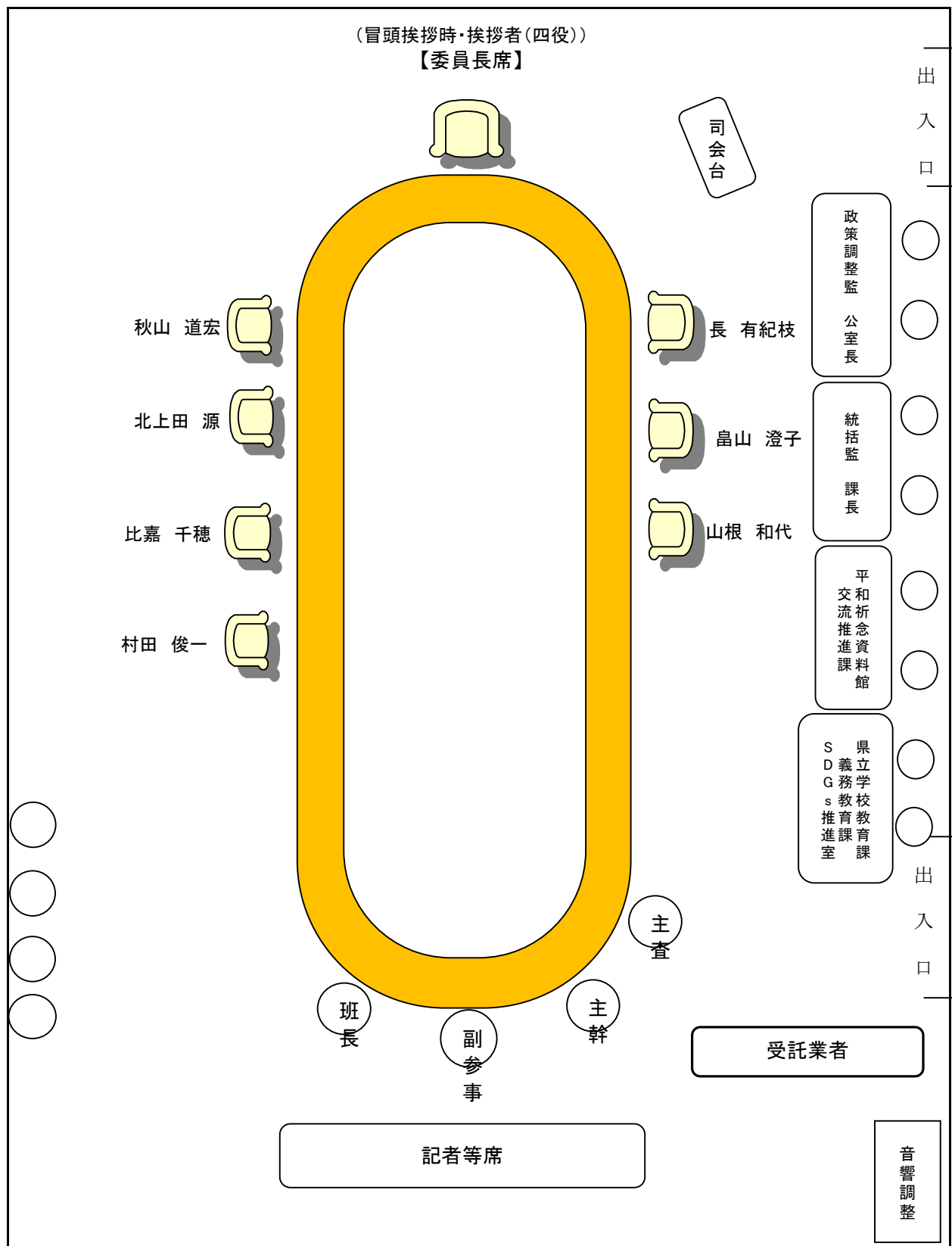
	氏名（敬称略）	所属・職名
1	アキヤマ ミチヒロ 秋山 道宏	・ 沖縄国際大学総合文化学部 准教授 ・ 南風原平和ガイドの会役員
2	オサ ユキエ 長 有紀枝	・ 立教大学大学院社会デザイン研究科 教授 ・ 認定NPO法人難民を助ける会 (AAR Japan) 会長
3	キタウエダ ゲン 北上田 源	・ 琉球大学教育学部社会科教育専修 准教授 ・ 沖縄平和ネットワーク事務局長
4	ハタケヤマ スミコ 畠山 澄子	・ ピースボート共同代表
5	ヒガ チホ 比嘉 千穂	・ （一社）世界若者ウチナンチュ連合会 代表理事 略称WYUA（ユア・The World Uchinanchu Association）
6	ムラタ シュンイチ 村田 俊一	・ 関西学院大学 教授、国連・外交統括センター長
7	ヤマネ カズヨ 山根 和代	・ 立命館大学衣笠総合研究機構 国際地域研究所 客員協力研究員 ・ 平和博物館の国際ネットワーク（INMP）顧問

※ 名簿の順番は五十音順

恒久平和に貢献する万国津梁会議 配席図

日時: 令和6年12月25日(水) 14:00~17:00

場所: 県庁6階第二特別会議室



万国津梁会議設置要綱

(平成 31 年 4 月 5 日知事決裁)

(令和 6 年 4 月 1 日知事決裁)

(設置目的)

第 1 条 「21 世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな美ら島おきなわを創造する」ことが沖縄 21 世紀ビジョンの基本理念である。

時を超えて、いつまでも子ども達の笑顔が絶えない豊かな美ら島おきなわとして、目指すべき将来像は、「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」、「希望と活力にあふれる豊かな島」、「世界に開かれた交流と共生の島」、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」の 5 つである。

これらの将来像を実現し、新時代沖縄を構築するために、更なる政策の推進が必要であり、有識者等から意見を聴くため「万国津梁会議」を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 万国津梁会議は、次の各号に掲げる事項について知事に意見を述べることができ、それぞれ当該各号に掲げる事項ごとに組織するものとする。

- (1) 人権・平和に関すること。
 - (2) 情報・ネットワーク・行政に関すること。
 - (3) 経済・財政に関すること。
 - (4) 人財育成・教育・福祉・女性に関すること。
 - (5) 自然・文化・スポーツに関すること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、知事は、必要な事項について会議を組織し、意見を求めることができる。
- 3 各会議は、前項の事項について知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 各会議は、それぞれ委員 5 人程度で組織する。

- 2 会議は、前条に規定する所掌事務毎に開催するものとする。

(委員)

第 4 条 委員は、各会議の内容等について優れた識見を有する者のうちから、知事が依頼する。

- 2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 各会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、会務を総理し、各会議を代表する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 各会議は、知事が招集し、委員長がその議長となる。

(委員以外の参加)

第7条 各会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させて、意見を述べさせることができる。

(庶務等)

第8条 会議全体に係る管理・調整等については、知事公室が所管する。

2 各会議の庶務は、第2条第1項各号を所管する部局において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。